

平成23年度業績評価委員会産業保健評価部会議事概要

- ・ 開催日時：平成23年12月22日（木）10:00～12:00
- ・ 開催場所：労働者健康福祉機構18階第1会議室
- ・ 出席者：委員8名、オブザーバー2名、事務局10名 計20名

〔委員〕

社団法人日本経済団体連合会労働法制本部主幹	明石 祐二
社団法人日本作業環境測定協会専務理事	飛鳥 滋
社団法人日本医師会常任理事	今村 聡 (欠席)
財団法人産業医学振興財団事務局長	岩崎 伸夫
東洋大学大学院客員教授	神山 宣彦 (欠席)
社団法人日本労働安全衛生コンサルタント顧問	後藤 博俊
東京慈恵会医科大学名誉教授	清水 英佑
北里大学名誉教授	高田 勗
社団法人全国労働衛生団体連合会専務理事	只野 祐
日本労働組合総連合会事務局長	南雲 弘行 (欠席)
中央労働災害防止協会専務理事	西本 徳夫

〔オブザーバー（厚生労働省）〕

労働基準局労災補償部労災管理課長補佐	小笠原 清美
労働基準局安全衛生部労働衛生課中央労働衛生専門官	木内 哲平

〔機構事務局〕

理 事 長	名川 弘一
産業保健担当理事	上家 和子
産業保健部長	佐々木 元茂
産業保健課長	高村 亜紀子
産業保健事業課長	富沢 卷子
産業保健管理班長	高嶋 彰
産業保健事業班長	高見 文猛
産業保健課員	山下 和則、小園 裕一郎

【議事】

- (1) 平成22年度業務実績の評価結果
- (2) 平成22年度産業保健推進センターの活動
- (3) 平成23年度上半期業務実績
- (4) 平成24年度事業運営の重点項目

【議事概要】

業績評価委員会産業保健評価部会設置に関する達第5条第1項における委員長選出に伴い、互選により、高田勲委員が委員長に選出された。

以後、高田委員長により会を進行する。

- (1) 平成22年度業務実績の評価結果
佐々木部長より資料に基づき説明。
- (2) 平成22年度産業保健推進センターの活動
佐々木部長より資料に基づき説明。
- (3) 平成23年度上半期業務実績
佐々木部長より資料に基づき説明。
- (4) 平成24年度事業運営の重点項目
佐々木部長より資料に基づき説明。

(飛鳥委員)

制約条件が多い中、高い実績をあげていることは高く評価できる。

中期目標、中期計画は数字で評価されることから仕方がないが、以前から数字のみでの評価では反映されない部分があるのではないかと懸念し、指摘しているところである。

また、平成22年度末で廃止した6つのセンターの実績（相談、研修）が若干落ちているとの説明であったが、今後も連絡事務所化が進み、体制は弱くなるといった制約がある中で、提供するサービスは低下させてはならないという課題がある状況においては、数字だけで評価することは、厳しくなることが予想される。連絡事務所化に伴う機能の低下要因等を分析する必要がある。

要因を分析した上で、首都圏の産保センター（立地条件が良く、相談員も豊富）、あるいは本部がどのような支援が出来るのかを考えることも必要であると考えている。

例えば、メールマガジンの情報は非常に充実しており、有用であるが、作成に要する時間は多大であると考えていることから、本部等が一括で作成し、全国に配信するという方法も考えられると思うがどうお考えか。

(佐々木部長)

いくつかのセンターからも数字だけでなく、事業の質について評価をすることも必要であるという意見はあるが、現時点では数字で評価されるという観点からも、効率的に事業を実施し、実績、質の確保に努めていきたいと考えている。

また、連絡事務所化に伴う実績低下要因については、例えば、推進センター時は、行政からの出向の副所長が、法令相談等に対応していたが、推進員については、行政OBではなく、民間出身者を登用しているため、相談件数等の低下にも繋がっていると考えている。しかしながら、予算的な問題はあるが、相談員については、引き続き委嘱していることから、分野別の配置状況等を再検討し

た上で、補っていきたいと考えている。

ご提案いただいた、メールマガジンの集中化については、メールマガジンに限らず、事業の実施については、地域の特性、実情を踏まえて実施していくというスタンスであることから、何が支援できるか等を再検討した上で、調整等を行いながら実施していきたい。

(飛鳥委員)

推進員は行政OBは不可とのことであるが、センターの実情等を把握している方にやっていただくのが当然と考えるが、どうお考えか。

(佐々木部長)

推進員の人選については、厚生労働省からの要請によるものである。

(只野委員)

全国労働衛生団体連合会は、本年4月から公益社団法人となり、所管省庁が厚生労働省から内閣府に変更になったが、先の質問にあった行政OBを登用するのを不可だと言っているのは厚生労働省だけであるが、どのようにお考えか。

(佐々木部長)

常勤である推進員については、厚生労働省からの要請により民間出身者としているが、連絡事務所で委嘱している労働法令担当などの非常勤の相談員については、行政OBもおり、事業実施のカバーもしていただいている。今後もその方向で調整をしていきたいと考えている。

(小笠原課長補佐)

厚生労働省が厳しい措置をしているというのは認識している。

前大臣の指示があり、民間で人材登用できる場所は、出来る限り登用し、行政経験を優遇することなく人選すべきであるとの方針から、民間出身者においても、産業保健に精通している方はおられると考えられるため、公平に採用していただくよう要請しているという経緯がある。

(上家理事)

行政OBを必ずしも排除するものではないと理解して良いか。

(小笠原課長補佐)

現時点では排除というよりも、民間から登用するよう要請しているということである。

(上家理事)

地域性があり、大企業の衛生管理者、労務管理者等が少ない県については、適任者を採用するのに苦慮しているが、把握されているのか。

(小笠原課長補佐)

企業で産業保健関係に従事していた方など、当該県に該当者がゼロではないと考える。独立行政法人の見直しが進められる中で、先んじて行政OBを人材登用することにより、独法制度の見直しに影響するなり、誤解されるような問

題があったりするのには困るという配慮もある。

(岩崎委員)

民間には必ずそういった人材がいるという前提の上でそういった指導になっているということだが、機構側にとっては理解しがたいとは考える。

また、産業保健推進連絡事務所という名称は、取り次ぎ的なイメージを持ち、事業を実施しているとは思えない。名称についても制約があるのか。

(小笠原課長補佐)

名称についての制約はないが、閣議決定の中で、集約化という制約があることから、誤解を招かないような名称にする必要があるのは御理解いただきたい。

(岩崎委員)

例えば、産業保健推進連絡事務所という名称を、連絡という言葉を除き、産業保健推進事務所に変更することは可能か。

(小笠原課長補佐)

この場では回答出来ないが、検討としてあり得ると考える。

(上家理事)

連絡事務所への移行に伴う課題を把握するため、本部から理事、部長、調査役らが手分けして、全6ヶ所の連絡事務所に直接赴き、ヒアリングと意見交換を行ってきている。その中で、先程、ご指摘いただいた名称及び役職名（所長→代表、副所長→推進員）の問題についても意見が出たところである。例えば、ニックネームを付ける「例）福井産業保健推進連絡事務所→福井さんぽ」、また、辞令については、代表で辞令交付はするが、名刺の上では所長と明記し、地域で事業を継続して実施する上で支障のない程度で出来ればと考えている。

(清水委員)

名称が変更になったことにより、産業医、産業保健スタッフ等からのクレームはあるのか。

(上家理事)

連絡事務所から聞いた範囲では、利用者からのクレームはないが、連絡事務所と支援する推進センターとの関係がはっきりしないとの意見があった。業務内容が明確にできない時点で開始しなくてはならなかった為にこの様な意見が出ていたが、現在は落ち着いてきている。事業実績については、集約化に係る引継時間も少なく、民間出身者である推進員においては、行政文書等の確認、事業の実施方法等を理解するまでに時間を要した上に、事務所面積が広いセンターについては、狭い事務所に移転した影響等により、スタートが遅れたことが大きな要因である。来年度においては、そういった経緯が示せる資料についても提示することとする。

(飛鳥委員)

国及び実施側の事情もあるが、本来の設立目的を考えた時に、国側も実績が上がった方が良いと考える。また、利用者にとっても分かりやすい方が良いのは当然であることから、例えば、看板についても、従来どおり、「〇〇産業保健推進センター」と表記し、その後ろに「〇〇産業保健推進連絡事務所」と明記しておけば良いだけであり、何のために推進センターがあるということが本末転倒になっていると考えるがどうお考えか。

(佐々木部長)

推進センターの名前がある程度周知されていることから、名称変更後の、その周知が大変であること、また、現在までに構築した他機関との連携体制に影響が出るのではないかと懸念するセンターもある。

(西本委員)

目標が数値に偏っているということについて、質的な部分を上げていくことも必要である。例えば、満足度を年々向上させるとか、利用者が不満に感じる点を一つ一つ解決していく等、そういった努力を成果に載せていくことで、質的な部分もカバーできるのではないかと考える。

連絡事務所の実績について、事務所によって差異があるが、原因の分析はされているのか。人の問題であれば、広範な知識・経験が求められる業務であることから、業務遂行に支障が出ている等、厚生労働省に対して、データ等で示して理解を求めるべきであると考えます。

東日本大震災における総務省からの要請について、要請は事業場を対象としたものか、もっと広い労働者も含めた被災者を対象としたものかを伺いたい。

また、ホームページで情報提供とあるが、東日本大震災の特設ページ等を設けて情報提供しているのかも併せて伺いたい。

(佐々木部長)

満足度については、現在実施している調査の名称が満足度調査となっているが、内容については、産業保健関係者等に対して、センターを利用して得られた効果等についても調査している。来年度については、質的な内容の向上に繋がるよう工夫しながら調査を実施していきたいと考えている。

連絡事務所の事業実績についてバラツキがあるのは理解している。今後、原因等を分析して対応していきたいが、センターも含めた一部のセンター、連絡事務所から質の向上を求めるべきであるという所長（代表）、副所長（推進員）の考え方もあることから、それぞれの実情を把握した上で調整していきたい。

総務省からの要請については、各センターに個別にあり、労働者を含めた被災者全体を対象としている。また、ホームページについては、機構本部のホームページに東日本大震災に係る情報を一括で掲載しているページを設けている。

(上家理事)

本部ホームページについては、この度リニューアルし、産業保健活動を機構全体で取り組んでいるというレイアウトにした。施設の努力に平行して、本部としても取組姿勢を示しているところである。

(後藤委員)

平成22年度実績が、昨年度を大幅に上回っているが、人的な対応等はどうされたのか。

(佐々木部長)

メンタルヘルス対策の委託事業において、事業場を訪問して相談対応を実施する促進員を配置したことなどにより、相談件数が増加している。

(只野委員)

安全衛生法改正を踏まえた「ストレス症状を有する者に対する面接指導等に関する研修事業」の入札に機構として参加されたのか。

(上家理事)

参加していない。

(只野委員)

このような研修事業が実施できるのは、機構若しくは医師会のみであると考えているが、本事業については、旅行代理店が受託している。研修事業のノウハウを持っているとは考えにくく、適正に実施されているのか疑問がある。行政側に対しての要望であるが、入札方式にせざるを得ないのは理解できるが、研修講師の要件等も仕様書に盛り込む等、質の確保が担保できる様な入札要件の見直しをすべきであると考えているが、どうお考えか。

(高田委員長)

厚生労働省労働衛生課からもオブザーバーとして参加されていることから、本意見を踏まえて、内部で調整をお願いする。

(明石委員)

平成24年度重点事項にある、地域産業保健事業、メンタルヘルス対策支援センター事業との連携について、先般、開催された社会復帰促進等事業に係る検討会においても、産業保健推進センター、地域産業保健センターとの連携に係る予算を付けておりますので、より一層の連携をお願いするとともに、従業員50人未満の事業場が加盟されている日本商工会議所等からも御意見が出たので、参考にしていただいた上で、事業運営をお願いする。

(佐々木部長)

御意見等を踏まえた上で、実施していきたい。

(上家理事)

委託事業については、単年度の契約であることから、当機構が受託できるか

否かは現時点では不明であるが、受託できなかった場合の連携方法等についても検討していきたい。

(後藤委員)

労働安全（衛生）コンサルタントが全国の産保センター等でお世話になっている。お願いであるが、新規に相談員等で委嘱する場合は、各支部に推薦依頼等を実施していただきたい。

(高村課長)

これまで各センターは各支部に連携をとるよう指示しているところであるが、改めてコンサルタントを相談員として委嘱する場合は、各支部へ推薦依頼を行うよう、各センター等に指示することとする。

(西本委員)

24年度以降も、引き続き東日本大震災の対応を実施するという理解でよい。

(佐々木部長)

相談窓口の設置については継続していきたいと考えているが、厚生労働省の要請等も含め、連携して実施していきたい。

(高村課長)

フリーダイヤルについては、厚生労働省からの要請もあり、速やかに設置して実施しているところであるが、一部については、厚生労働省委託事業費より実施していることから、来年度の委託事業受託状況により判断していきたい。

また、研修については、厚生労働省より復興に係る安全対策、衛生対策関連の指示文書が出ていることから、そういった内容を盛り込んだ研修を実施し、広く周知していきたいと考えている。

(飛鳥委員)

産業保健推進センター等は、労働者50人以上の事業場の産業保健スタッフはもとより、50人未満の事業場の相談についても対応せざるを得ない現状がある。行政の人員削減等により、指導機能が低下している中で、産業保健推進センター等が担っている役割は非常に大きい。労働基準行政の拠り所となっていることから、これ以上の縮小となると、労働基準行政の後退にも繋がりがねないことから、相手を見極めた上で、本部としてもより一層のアピールをお願いする。

(佐々木部長)

地域産業保健センターとの関係もあるが、産業保健推進センター等で実施している相談については、相談を受けた場合は、事業場の規模を問わず対応しており、産業保健における重要な役割を担っていることは認識している。今後も地域産業保健センターとの関係も踏まえながら、適切に対応していきたい。

また、メンタルヘルス対策の問題については、委託事業ではあるが、事業場規模を問わず対応している。

(上家理事)

当機構が実施している産業保健事業は、基準局の業務を補完しているという認識であるが、連絡事務所化に伴い、副所長が不在となり労働局との関係が希薄になるという懸念があり、連絡事務所のヒアリング時にも意見が出ている。厚生労働省より労働局に対して、連絡事務所と連携を強化する旨の文書が発出されているが、文書のリマインド及び連絡事務所化該当県の労働局に直接出向いて協力要請を実施する等の措置を本部として実施していきたい。

(高田委員長)

本日の様々な御意見を踏まえて、厚生労働省としての御意見はあるか。

(木内中央労働衛生専門官)

行政の産業保健への関与が後退するのではないかと御意見をいただいたところであるが、本省で実施した検討会でも同様の意見が出ている。連絡事務所化される県の労働局にも、積極的に関与するよう、本省からも指示していきたい。

また、予算の関係もあるが、労働者の健康確保については、国としても責任を持って実施していきたい。

(上家理事)

本日はお忙しい中ご出席いただき、御礼申し上げます。

本部会で頂いた御意見、御指摘を十分整理した上で、来年度事業に反映していくとともに、厚生労働省へも要望として伝えていきたいと考えている。

本日はありがとうございました。

(高田委員長)

本日はありがとうございました。